

中国税務速報

2022年12月10日

1. 【財政部 税務総局公告 2022年第34号】個人年金に関する個人所得税政策の公告

『国務院弁公庁、個人年金の発展促進に関する意見』（国弁発〔2022〕7号）の関連要件を実施するために、個人年金の個人所得税に関する政策について以下のように公告しました。

一、2022年1月1日に遡り、個人年金に対して繰延納税優遇政策を実施する。納付の段階では、個人年金資金口座への振り込んだ金額は、年に12000元を限度額として、総合所得または経営所得から控除される。投資の段階では、個人年金資金口座に計上された投資収益については、暫定的に個人所得税を課税しない。受給段階では、個人が受け取った個人年金は総合所得に含めず、単独で3%の税率に基づいて個人所得税を計算し、納付した税金を「給与、賃金所得」項目に含めるものとする。

二、個人納付した年金が税引き前控除の優遇を受ける場合、個人年金情報管理サービスプラットフォームが発行した控除証憑を税控除証憑とする。給与賃金所得または累計源泉徴収法に基づいて個人所得税が源泉徴収された労務報酬所得を取得する場合、個人が納付した年金は当年度に前納するか、あるいは翌年の個人所得税確定申告時に限度額基準内で実際納付額に応じて控除するかを選択することができる。当年度に前納することを選択した場合、関連証憑を源泉徴収者に提供しなければならない。源泉徴収者は本公告の関連要件に従って、納税者ために税引き前控除の関連事項を取り扱わなければならない。その他の労務報酬、原稿料、特許権使用料などの所得または経営所得を取得した場合、納付した年金は翌年の個人所得税を確定申告する際に限度額基準内で実際納付額に応じて控除される。個人が規定に基づいて個人年金を受け取る場合、開設した個人年金資金口座における都市の商業銀行機構は、本人に代わって、個人所得税を源泉徴収することとなっている。

三、人力資源社会保障部門と税務部門は情報交換メカニズムを構築し、個人年金情報管理サービスプラットフォームを通じて個人年金に関する税務情報を税務部門に伝達し、税務部門と協力して関連税収徴収管理を確実に実施しなければならない。

四、商業銀行の関連支店は当該銀行に個人年金資金口座を開設した納税者の納税状況を速やかに申告し、情報の真実性と正確性を保証しなければならない。

五、本公告に規定された税収政策は2022年1月1日から個人年金先行都市で適用する。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5182621/content.html>

2. 国家税務総局 工業及び情報化部による公告 2022年第23号】車両購入税が免除される固定装置付きの非輸送専用車両の目録」（第7弾）の公告

中国共産党中央弁公庁、国務院弁公庁が印刷・配布した「税収徴収管理改革の一層の深化に関する意見」を実施し、市場関係者により良いサービスを提供するため、「財政部税務総局工業・情報化部の固定装置付きの非輸送専用車両の車両購入税免除に関する政策の公告」（2020年第35号）、「国家税務総局 工業及び情報化部 固定装置付きの非輸送専用車両の車両購入税免除に関する管理事項に関する公告」（2020年第20号）の関連規定により、「車両購入税が免除される固定装置付きの非輸送専用車両の目録」（第7弾）を発表しました。詳細リストは以下のリンクを参照してください。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n371/c5182782/content.html>